

平成 29 年第 5 回稲城市教育委員会定例会

- 1 平成 29 年 5 月 23 日、午後 3 時から市役所 6 階 601・602 会議室において、平成 29 年第 5 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

- 1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
城所 正彦
保坂 律子
今泉 浩史
小島 文弘

- 1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	石田 昭男
教育指導担当部長	渡辺 恭秀
教育総務課長	大塚 広満
学務課長	佐藤篤太郎
指導課長	岸 知聡
生涯学習課長	関口 美鈴
体育課長	安藝 宏延
学校給食課長	佐藤 知子
図書館課長	稲田 基樹

- 1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 齋藤 晃二
教育総務課教育総務係 加藤 綾子

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第 2 会期の決定
- (3) 日程第 3 教育行政報告
- (4) 日程第 4 第 12 号議案
「平成 29 年度教育費補正予算（第 1 号）の提出について」
- (5) 日程第 5 第 13 号議案
「稲城市社会教育委員の委嘱について」
- (6) 日程第 6 第 14 号議案
「稲城市立図書館協議会委員の任命について」
- (7) 日程第 7 第 15 号議案
「平成 30 年度使用稲城市立小学校教科用図書採択要領について」
- (8) 日程第 8 第 16 号議案

- 「平成 30 年度使用稲城市立小学校教科用図書の調査・研究の諮問について」
- (9) 日程第 9 第 17 号議案
「平成 30 年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領について」
- (10) 日程第 10 第 18 号議案
「平成 30 年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究の諮問について」
- (11) 日程第 11 報告事項

委員 長 ただいまから、平成29年第5回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。
まず、傍聴の方々にお願いがございます。

1、会議に対して可否を表明したり、騒いだり、その他会議の妨害をしないでください。2、会議開催中は、みだりに席を離れないでください。3、決められた出入り口から入退場をしてください。4、傍聴人は、委員席に入ることができません。5、携帯電話・スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りください。これらの事項を守ってください。

それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

前例に従いまして委員長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、城所委員にお願いいたします。

次に、日程第2 「会期の決定」について、お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

教育長から、教育行政報告の申し出がございました。日程第3「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育 長 教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

[教育行政報告]

教育総務課長 1 教育委員会後援名義について
2 寄附について
3 工事請負状況について
4 平成29年5月東京都市教育長会庶務課長会定例会について

学務課長 1 平成29年4月分不登校による欠席児童・生徒数について
2 平成29年度東京都市学事・保健・給食担当課長会総会について
3 第5回稲城市立学校適正学区等検討委員会について
4 第6回稲城市立学校適正学区等検討委員会について
5 児童・生徒数、学級数（平成29年5月1日現在）について

- 指導課長
- 1 担当者事業について
 - 2 推進事業について
 - 3 研修事業について
 - 4 学校訪問事業について
 - 5 その他について
 - 6 教育センター関係について
- 生涯学習課長
- 1 社会教育委員関係について
 - 2 社会教育活動の振興について
 - 3 芸術文化活動の振興について
 - 4 文化財の保護と普及について
 - 5 生涯学習推進事業について
 - 6 学校施設コミュニティ開放事業について
 - 7 放課後子ども教室参加状況について
 - 8 公民館主催事業の実施状況について
 - 9 iプラザの主な主催事業の実施状況について
 - 10 平成29年4月 生涯学習課利用統計について
- 体育課長
- 1 スポーツ推進委員協議会関係について
 - 2 市立公園内運動施設管理運営について
 - 3 社会体育施設管理運営関係について
 - 4 学校開放事業について
 - 5 体力づくり運動推進事業について
 - 6 東京ヴェルディ支援推進事業について
- 学校給食課長
- 1 平成29年度第1回東京都市学事・保健・給食担当課長会総会について
 - 2 平成29年度第1回給食主任会について
 - 3 平成29年度多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会総会について
 - 4 平成29年度第1回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会場長会について
 - 5 学校給食野菜に関する圃場見学会について
 - 6 長峰小学校食育教室への講師派遣について
- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
 - 3 分館の主催事業について
 - 4 城山体験学習館の主な事業について
 - 5 地域との連携について
 - 6 学校との連携について

- 7 視察について
- 8 図書館の利用状況（平成29年4月）について

委員長 教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4 第12号議案「平成29年度教育費補正予算（第1号）の提出について」、日程第5 第13号議案「稲城市社会教育委員の委嘱について」、及び日程第6 第14号議案「稲城市立図書館協議会委員の任命について」を議題といたします。

第12号議案は予算案件、第13号議案及び第14号議案は人事案件であることから、秘密会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

委員長 ご異議なしと認めます。よって、第12号議案、第13号議案、及び第14号議案は秘密会といたします。本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。暫時休憩いたします。

（ 暫時休憩 ） ※関係者以外の職員と傍聴者は退席する

（これより第12号議案、第13号議案、及び第14号議案は秘密会）

秘密会議録は別紙

（これにて第12号議案、第13号議案、及び第14号議案の秘密会は終了）

（ 暫時休憩 ） ※退席した職員と傍聴者が入室する。

委員長 再開いたします。

これより、第12号議案「平成29年度教育費補正予算（第1号）の提出について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

委員長 挙手全員であります。よって、第12号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、第13号議案「稲城市社会教育委員の委嘱について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

委員長 挙手全員であります。よって、第13号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、第14号議案「稲城市立図書館協議会委員の任命について」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第14号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第7 第15号議案「平成30年度使用稲城市立小学校教科用図書採択要領について」を議題といたします。
教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、平成30年度使用稲城市立小学校教科用図書の採択に伴い、その機能を適正かつ公正に進める必要があるので、本案を提出するものです。詳細につきましては、指導課長より説明いたします。

指導課長 平成30年度使用稲城市立小学校教科用図書採択要領について、説明申し上げます。本案は、小学校学習指導要領の一部改正に基づき、平成30年度より稲城市立小学校において使用する特別の教科 道徳の教科書の採択に向け、採択要領を定めるものです。

採択要領案をご覧ください。項目ごとに説明申し上げます。1、目的。この要領は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づき、稲城市公立小学校において使用する教科用図書の採択を適正かつ公正に行うため、必要な事項を定めるものです。

2、採択の方法。文部科学省作成による「小学校教科書目録」により、種目ごとに採択することになります。平成29年においては、特別の教科 道徳の採択となります。

3、採択の方針。留意事項として2点挙げました。1点目として、平成27年に総合教育会議で決定いたしました稲城市立小・中学校教科用図書採択についての方針を踏まえ、採択権者である稲城市教育委員会が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。2点目として、稲城市の実情に応じて、創意・工夫することとしました。(2)には、専門的な調査研究が十分行われるよう配慮すること等の方針を記載しております。(3)として、調査研究については、主に内容と構成上の工夫について、調査研究を行うこととしました。

2ページ、4、採択の時期。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の定めるところにより、平成29年8月31日までに採択をお願いするものです。

5、採択のための機関・組織・職務。(1)として教育委員会、(2)として審議会、(3)として調査研究委員会、この3組織の機関・組織・職務をこちらに記載してあるとおおり、定めてまいりたいと存じます。

3ページ、(2)の審議会についてですが、③定数・組織として、保護者の代表2名、学識経験者1名、小学校長代表6名からの9名で審議会を組織したいと考えております。審議会において調査研究を行い、その結果を教育委員会に報告いただくものです。また、(3)としまして、審議会の下部組織として、調査研究委員会を設置し、教科用図書の調査研究を行います。調査研究の種類については、①特別の教科 道徳です。

4ページ、④調査研究委員会として、稲城市立小学校の校長または副校長から委員長を1名、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭または教諭から委員を3名以上6名以内で選出して、調査研究委員会を組織したいと存じます。

6、留意事項。(1)公正な採択を期するため、公表については慎重に取り扱うものとします。(2)公正確保のため、審議会員及び調査研究委員会委員には、次の各項に該当する者はなることができないとしました。配偶者や三親等以内の親族に教科書発行者の役員及び従業員がいる者や教科用図書及び教科用指導書の著作に参加した、または協力した者等を定めたいと存じます。

5ページ、7、組織構成図、また8、9については、記載のとおりです。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。城所委員、どうぞ。

城所委員 採択の方針の部分にもある、まずは学校、市民、保護者の意見を踏まえた調査研究が必要であるというところが一番大事かと思うのですが、そんな中で、この調査研究委員会、今回は特別な教科 道徳の採択になるかと思うのですが、この中で調査研究委員会のメンバーで、そこに調査研究については必要な専門性を有すという言葉が入っていますが、必要な専門性とはどういったことになるのでしょうか。

委員長 指導課長。

指導課長 稲城市の公立学校においては、それぞれ教科ごとに専門性を高めるために、稲城市公立学校の教育研究会を設置して、研究を進めてまいります。基本的に、調査研究委員については、各学校長からの推薦に基づき行うものですが、主に道徳の研究を中心にやっている教員が推薦されると考えております。

城所委員 わかりました。ありがとうございます。ちなみに、今の関連で。

委員 長 はい、どうぞ。

城所委員 道徳を専門的に研究されている教員のグループは、どのくらいいらっしゃるのでしょうか。

委員 長 指導課長。

指導課長 ちょっと詳細の人数については手元にないのですが、およそ各校1名ずつくらいの人数では構成されている形になっています。

城所委員 ありがとうございます。

委員 長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。どうでしょうか。
それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより、第15号議案「平成30年度使用稲城市立小学校教科用図書採択要領について」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第15号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第8 第16号議案「平成30年度使用稲城市立小学校教科用図書の調査・研究の諮問について」を議題といたします。
教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、平成30年度使用稲城市立小学校教科用図書の採択要領に基づく調査・研究について、教科用図書審議会へ諮問する必要があるため、本案を提出するものです。
詳細につきましては、指導課長より説明いたします。

委員 長 それでは、指導課長、お願いいたします。

指導課長 平成30年度使用稲城市立小学校教科用図書の調査・研究の諮問について、説明申し上げます。本案は、稲城市立小学校教科用図書採択要領に基づき、教科用図書の採択を適正かつ公正に行うために、保護者代表、学識経験者、小学校長会代表からなる審議会に調査・研究を諮問するものでございます。
本案をお認めいただきました後には、審議会長に諮問していただきまして、平成29年7月31日までに答申を受けていただき、8月の教育委員会において採択をお願いする予定です。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。いかがでしょうか。

特に、説明に対し質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第16号議案「平成30年度使用稲城市立小学校教科用図書の調査・研究の諮問について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第16号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第9 第17号議案「平成30年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領について」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、平成30年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択に伴い、その機能を適正かつ公正に進める必要があるので本案を提出するものです。

詳細につきましては、指導課長より説明いたします。

委員長 指導課長、お願いいたします。

指導課長 平成30年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領案について、説明申し上げます。小・中学校特別支援学級の教科用図書については、毎年使用する前年度の8月31日までに採択を行っておりまして、本案は平成30年度使用教科用図書の採択に向け、採択要領を定めるものです。

それでは、この点の説明を申し上げます。1、目的。この要領は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づき、稲城市公立小・中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択を適正かつ公正に行うために、必要な事項を定めるとしました。

2、採択の方法。小学校及び中学校の検定教科書及び文部科学省著作教科用図書、文部科学省検定外の教科用図書から、種目ごとに採択するものです。なお、小学校及び中学校の検定教科書、つまり通常の学級で使用する教科書が採択された場合については、稲城市立小・中学校で使用されている教科書と同一のものを使用するということになります。

3、採択の方針。(1) 留意事項。1点目として、稲城市立小・中学校教科用図書採択についての方針を踏まえ、採択権者である稲城市教育委員会が自ら

の責任と権限において適正かつ公正に行うこと。②特別支援学級の児童・生徒の実情を十分配慮すること。③稲城市の実情に応じて、創意・工夫をすることといたしました。(2)には、専門的な調査研究が十分行われるよう配慮すること等の方針を記載してございます。(3)調査研究については、主に内容と構成上の工夫について、調査研究を行うことといたします。

2ページ、(4)として、十分な調査研究の上、児童・生徒用の教科の主たる教材としての内容を具備した指導上適切なものを採択するとしました。

4、採択の時期。平成29年8月31日までに採択をお願いいたします。

5、採択のための機関・組織・職務です。(1)教育委員会、(2)審議会、(3)調査研究委員会、この三つの組織の機関・組織・職務を記載してあり、定めてまいりたいと存じます。

(2)の審議会について、3ページをご覧ください。③定数・組織、審議会について、特別支援学級設置校長5名から組織したいと考えております。審議会において調査研究を行い、その結果を教育委員会にご報告いただくものです。

(3)調査研究委員会を審議会の下部組織として設置します。4ページ目をご覧ください。③調査研究委員会の組織としては、特別支援学級の担任から組織したいと考えております。

6、留意事項。(1)公正な採択を期するため、公表については慎重に取り扱うものとします。(2)公正確保のため、審議会委員及び調査研究委員会委員には次の各項に該当する者はなることはできないとして、配偶者や三親等以内の親族に教科書発行者の役員及び従業員がいる者等を定めたいと存じます。

5ページ目の7、8、9については、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長 はい、ありがとうございました。以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。今泉委員、どうぞ。

今泉委員 3番の採択の方針の(2)ですけれども、専門的な調査研究が十分行われるように配慮し、その調査研究の結果を生かすともに、学校・市民・保護者の意見を踏まえた調査研究の充実に努めることとあるのですが、ここで学校のところはよく見えてくるのですけれども、市民・保護者の意見を踏まえたというところは、どのような形で担保していくかを教えてください。

委員長 指導課長。

指導課長 市民・保護者の方の意見についてですが、今回、調査研究委員会を各学校に設置しており、各学校の学級担任に調査研究をお願いしたいと思っております。実際に指導を行っている教員には、保護者会等を通じて、保護者の方や市民の方のご意見が集まりますので、そのような意見を十分反映させた上で、調査研

究を行うように進めてまいりたいと考えてございます。

今泉委員 ぜひ、意見をうまく吸い上げて、進めていただければと思います。

委員長 よろしくお願いいたします。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。これより、第17号議案「平成30年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領について」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第17号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第10、第18号議案「平成30年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究の諮問について」を議題といたします。
教育長より提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、平成30年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領に基づく調査・研究について、特別支援学級教科用図書審議会へ諮問する必要があるもので、本案を提出するものです。
詳細につきましては、指導課長より説明いたします。

委員長 指導課長、お願いいたします。

指導課長 平成30年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究の諮問について、説明申し上げます。本案は、稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領に基づいて、教科用図書の採択を適正かつ公正に行うために、小・中学校の特別支援学級設置校長会からなる審議会に調査研究を諮問するものです。

本案をお認めいただきました後には、審議会長に諮問していただきまして、平成29年7月31日までに答申を受けていただき、8月の教育委員会において、採択をお願いする予定です。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。城所委員、どうぞ。

城所委員 前の議案と関連するかもしれないですが、今回のこの諮問は、図書の内容と構成上の工夫という部分ですけれど、その前の議案の採択要領の中では、特別

支援学級の児童・生徒の実情を十分配慮するというのが採択の方針として挙がっているのですけれど、私もこの児童・生徒の実情というのが一番大事な部分かと思えます。合わせて、保護者の方々がどう考えていらっしゃるかというのが非常に重要な部分だと思うのですけれど、この辺については、この審議会の調査研究の中身とは違うのでしょうか。

委員長 はい、指導課長、お願いいたします。

指導課長 調査研究の中身としては、審議会長が特別支援学級の設置校長、それから調査研究委員会が特別支援学級の学級担任、指導者という形になりますので、十分そちらの児童・生徒の実情を考慮した上で、かつ適正かつ公正に教科書の研究を行っていくという形で進めたいと思っております。

城所委員 現場の状況がわかっている方がやられているということですね。わかりました。ありがとうございます。

委員長 ほかにはいかがでしょうか。

質問がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第18号議案「平成30年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究の諮問について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第18号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 報告事項です。本日の報告は1件です。

「稲城市立学校適正学区等検討委員会による検討結果の報告について」を学務課長より説明をお願いいたします。

学務課長 平成29年5月1日付で稲城市立学校適正学区等検討委員会から稲城市立学校の学区域のあり方に関する検討結果報告書が提出されましたので、その概要について報告させていただきます。

1 枚目、稲城市立学校適正学区等検討委員会による検討結果の報告について。こちらに、概略を記載させていただいております。

1、検討事項。市立学校の学区域のあり方に関する事項を検討いただきました。

2、検討経過。平成28年6月29日、教育長から適正学区等検討委員会へ検討を依頼しております。同日に、第1回適正学区等検討委員会が開催され、学校規模の現状と課題について、通学区域の見直しの必要性について、ご議論いた

だいております。平成28年8月19日、第2回適正学区等検討委員会開催、通学区域の見直しの必要性について、ご議論いただいております。平成28年9月26日、第3回適正学区等検討委員会開催、中間報告書を作成、そして提出をしていただいております。この中間報告書で示されました学区域変更案に対して、長峰小学校、若葉台小学校、第六中学校の校長、PTA役員、長峰・若葉台地域の自治会役員、青少年育成地区委員会役員で構成される稲城市立学校学区変更検討会を設立しまして、こちらでご意見を伺っております。平成29年2月7日、第1回学区変更検討会開催、通学区域の変更について、ご議論をいただきました。平成29年3月9日、第2回学区変更検討会開催、通学区域の変更についてご議論いただき、意見書の作成、提出をしていただいております。平成29年4月6日、第4回適正学区等検討委員会を開催しております。学区変更検討会の意見書の検証と通学区域の変更について、ご議論をいただいております。平成29年4月19日、第5回適正学区等検討委員会開催、これまでの議論の総括をしまして、平成29年5月1日、第6回適正学区等検討委員会において、検討結果報告書を作成、提出となっております。

3、検討結果。長峰小学校区のうち若葉台一丁目33番地から73番地の区域について、長峰小学校の学校規模及び若葉台地域の一体性を考慮し、若葉台小学校区に編入することが望ましい。経過措置を設け、児童の負担軽減等を図るべきである。変更時期は、これから就学する児童のことを考慮し、できる限り早期が望ましい、との検討結果です。

4、対象区域。下の地図で示しております。長峰小学校区のうち、網かけをしている下に当たる部分に変更対象区域となっております。

5、今後の主な予定。この後、平成29年6月、対象地域の住民の方に事前説明を実施させていただき、7月には学区域に関する基本方針を教育委員会において作成していただきまして、その基本方針を福祉文教委員会へ報告させていただくという流れで進めてまいりたいと考えております。

次ページ、稲城市立学校の学区域のあり方に関する検討結果報告書です。はじめにこの部分で経緯を記述しております。そして、1ページの下から2ページにかけて、検討の基本的な考え方を記載させていただいております。

2ページ、基本的な考え方としまして、(1)普通教室として使用可能な教室数において、可能な限り余裕をもった学級数を確保し、学校規模の適正化を図る。(2)児童・生徒の通学の負担及び登下校時の安全面に配慮する。(3)学校は、地域と密接にかかわっており、地域活動の拠点ともなっているため、地域コミュニティに配慮する。こういった視点で、市全体の通学区域の見直しの必要性について、検討を行っております。

2番、稲城市立小・中学校の現状と課題、こちらは中間報告書の記述を踏襲しております。

(1)学校規模の現状については、小規模校、標準規模校、大規模校の視点で市立小・中学校の現状について記述しております。

(2) 通学距離の現状については、通学距離の面から学校の適正配置が保たれているということを記述しております。

(3) の現状の通学区域を維持する場合の児童数・生徒数・学級数の推移予測です。小学校1年生及び2年生、中学校1年生を35人学級、他の学年を40人学級とし、南山東部土地区画整理事業の保留地処分計画を考慮した上で、10年間の児童数・生徒数・学級数の推移を予測しました。その結果は、4ページの

(4) 課題につながります。南山小学校と稲城第三中学校は、将来的に使用可能教室数を超える学級数となることが予測されるが、南山小学校は増築を想定した建築をしており、稲城第三中学校は増築が決定されていることから、今後改善されることとなる。長峰小学校は、特別支援学級数の増加を見込むと、将来的に使用可能教室数を超える学級数となることが予測されるため、使用可能教室数に相応の余裕をもった学校規模を想定して、通学区域を設定する必要がありますがあるものと考えられるとしております。

この課題を受け、3、通学区域の変更が想定される地域ですが、長峰小学校区のうち若葉台一丁目33番地から73番地の区域については、長峰小学校の学校規模及び若葉台地域の一体性を考慮し、若葉台小学校へ編入する方向で検討する必要がありますとしております。ここまでは、中間報告書で示された内容とほぼ同一となっております。

この変更案について、当該地域の意見を伺っております。4、学区変更検討会の意見です。先ほども申し上げましたが、長峰小学校、若葉台小学校、第六中学校の校長、PTA役員、長峰・若葉台の自治会・青少年育成地区委員会の役員で構成されます学区変更検討会において、中間報告で示した通学区域の変更案についての意見交換を行いました。5ページをお開きください。少数ではありましたが、地域とのつながりなどから通学区域の変更について反対する意見や、学校選択制の採用を検討すべきとの意見もありましたが、学区変更検討会の大勢としての意見の概要としましては、次に述べるとおりです。

(1) 通学区域の変更について、若葉台一丁目33番地から73番地までの区域を長峰小学校区から若葉台小学校区へ通学区域を変更することは容認する。ただし通学校に係る経過措置を十分考慮し、児童の負担軽減に努める必要がある。

(2) 実施時期について、平成30年4月実施については、学校運営の面からは対応が難しいとの意見もあったが、小学校入学を控えた児童にとっては、できるだけ早い時期の実施が好ましく、平成30年4月実施を目指すことが望ましい等の内容です。

これを受け、5、検討結果です。学区変更検討会の意見を踏まえ、通学区域の見直しの必要性について再度検討を行いました。当該区域は、本来、若葉台小学校区であったが、若葉台小学校が使用可能教室数を超える児童数であったため、長峰小学校が指定校となった経緯があります。また、長峰小学校については、使用可能教室数に相応の余裕をもった学校規模を想定して、通学区域を設定する必要があります。

地域活動については、急激な児童数の減少があった場合、その活動が縮小することも懸念されますが、適切な経過措置を講ずることで、その影響は緩和されるものと考えられます。

また、通学については、6ページになります。通学距離の面からは児童への負担は少なく、災害時及び防犯上、児童の上谷戸大橋通行を懸念する声も聞かれる中、上谷戸大橋を通行せず、若葉台小学校に通学することは、より安全性が確保されるものと考えられる。

それと、他の若葉台地域の多くの児童が、若葉台小学校から稲城第六中学校に進学する中で、長峰小学校から進学する当該区域の児童は、友人関係を構築する際に心理的な負担もあるという意見もあります。

以上のことから、学校規模や通学の安全性に加え、若葉台地域の全体的な将来像を考えると、地域の一体性の面から、通学区域の見直しが望ましいものと思われるという結論に至っております。

なお、通学区域の変更を行うに当たっては、必要な経過措置を設けるとともに、対象地域の児童の保護者に対しては、事前周知に努める必要がある。

また、実施時期については、これから就学する児童のことを考慮し、できる限り早期の実施に努めるべきであるとまとめられております。

6の経過措置では、まず在校生への対応という部分で、長峰小学校の在校生については、長峰小学校に、卒業するまで継続して就学することができるとしております。また、若葉台小学校へ転校することももちろんできるという内容です。また、弟、妹が若葉台小学校へ入学するそのときに合わせて、長峰小学校から若葉台小学校へ転校することができるという対応を考えております。新小学1年生については、兄や姉が長峰小学校に在学している場合は、長峰小学校に入学することができるといった対応の内容です。

おわりにでは、まとめの記述をさせていただいた上で、学区変更検討会の中で、学校選択制の検討ということもありました。それに対して検討委員会では、今後も指定校制を維持していくことが適当であると述べております。最後に、今後もまちの状況の変化や児童・生徒数及び学級数の状況に応じ、通学区域の見直し等の検討を行い、児童・生徒にとって良好な教育環境の整備に努めていきたいと結ばれております。

続いて8ページには、稲城市立学校適正学区等検討委員会委員名簿を掲載しております。学校教育に識見を有する者を2人、市立小・中学校長をそれぞれ1人、市立小・中学校PTA役員、それぞれ1人、自治会連合会、青少年育成地区委員会、民生児童委員から選出された委員、それぞれ1人ずつ、公募による市民委員2人、開発部門の市職員1人、合計12人で検討していただきました。

次のページは、資料として稲城市立学校適正学区等検討委員会と稲城市立学校学区変更検討会の開催経過、冒頭で述べましたが、表で示しております。

最後に地図を添付し、変更対象地域を図示しております。長峰小学校区のうち、網かけをしている部分が今回の変更対象地域となっております。

報告は以上です。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。以上で、報告事項の説明が終わりました。
これより質疑をお願いいたします。今泉委員、どうぞ。

今泉委員 報告書の4、5ページのところ、学区変更検討会の少数であったが、地域とのつながりなどから反対する意見があったとあるのですけれども、具体的にどんな反対意見があったのでしょうか。

委員長 学務課長。

学務課長 この地域の子供たちは、今は長峰の青少年地区委員会に在籍していることもあって、それが学区変更になりますと若葉台の地区委員会に入るのではないかとということで、今までのつながりはそこで分断されてしまうおそれはないかという意見が一方でありました。

もう一つの視点としては、長峰小学校で、地域で入っていますので、それが学区変更で若葉台の学校に行ってしまうと、長峰の地区委員会などの参加者が激減するのではないかと。そうすると、地域の団体としては、ちょっと困るかなということが懸念されるという意見が出されておりました。

委員長 どうぞ。

今泉委員 関連して。そういった意見が出た中で、この検討委員会では、問題なしという判断の意見だったのでしょうか。

委員長 学務課長。

学務課長 地域のつながりといった面では、坂浜と長峰と若葉台の3地域の合同での事業ももたれていたり、若葉台の事業については、ここの区域の子たちも参加しているということで、そういった面で、つながりといった面では支障はないのではないかといった意見が地域の方から、これは若葉台の地区委員会の方が検討委員会の委員にも選ばれておりますし、坂浜の自治会長も出ていましたので、その辺でそういった意見が出されております。また、人数が減ってしまい寂しくなるということについては、先ほど申し上げた経過措置を設けることにより、高学年の子は特に移動が少ないのではないかなということで、人数が激減することは緩和されて、そういった面での支障も特にはないのではないかと、そういった意見で検討委員会はまとまっております。

委員長 今泉委員、どうぞ。

今泉委員　　せっかく今まで自分たちも地域の青少年に入っていて、学区が変わったからといって、今までのところに行っちゃいけないよというわけではないと思うので、そのあたりは、青少年の方についても臨機応変に、せっかく稲城市の地域コミュニティなのでやっていただければと思います。

委員長　　ほかにはいかがでしょうか。城所委員、どうぞ。

城所委員　　この検討結果を見ますと、6ページの検討結果の最後の部分ですけれど、学区変更の実施時期は、これから就学する児童のことを考慮し、できる限り早期の実施に努めるべきであると。できる限りということで、具体的な時期については述べてないのですけれど、地域の方に説明する上で、明確にしたほうが良いような気がするのですけど、いかがなのでしょう。

委員長　　学務課長。

学務課長　　学区変更をこれから進めていくに当たり、本日教育委員会定例会において、検討結果の報告書を報告させていただきました。この後、審議会、福祉文教委員会、校長会、行政連絡員調整会議といったところにも報告させていただき、その後、先ほど申し上げたように、地域の住民の方に事前説明会を開催させていただくといった形で進めていきたいと考えております。

平成30年4月実施というのは、これまでもなるべく早期ということで目指してきたのですが、そのためには一連の事務作業の流れが滞りなく進んでいくということが必要になってくると思います。この流れがスムーズに行くと、それで7月には本定例会において、実際にどうするかということを教育委員会として、基本方針として策定させていただきたいと考えております。そこまで円滑に進んでいけば、その基本方針を定めるに当たっては、平成30年4月に実施と明確に述べることはできないのではないかなと考えております。今はまだ検討の、学区変更のまだ途上で、まず実施時期ありきという段階ではないのかなと考え、このような表現にとどまっているところがあります。

城所委員　　わかりました。関連で。

委員長　　はい、どうぞ。

城所委員　　今後の予定の中では、もう6月に住民事前説明会を実施するという事になっていますよね。この辺の説明については、どうなのですか。

委員長　　学務課長。

学務課長 平成30年4月実施に向けて、こういった流れで進めていきたいと考えていますという説明をする予定であります。

城所委員 なるほど、わかりました。

委員長 ありがとうございます。はい、どうぞ。保坂委員。

保坂委員 報告書の2ページ目に市全体の通学区域の見直しの必要性について検討を行ったと書かれているのですけれども、今回の適正学区等検討委員会の検討結果では、若葉台の一地域だけが変更対象となっているようですけれども、その他の地域は変更の必要はなかったという理解でよろしいのでしょうか。

委員長 学務課長。

学務課長 結論から言いますと、今回はそのような結果になったのですが、前回5年前の検討のときには、南山の開発が進んで、それに伴って南山小学校が開設される、あと南武線の高架化が終了するというところで、まちの状況が地域全体で大きく変わるようなことがありまして、そのときには複数箇所、学区の変更があったのですけれども、今回については、まずそういった大きなまちの状況の変化は見受けられない。次に、人数の面を見たときに、先ほど言いましたように、南山小学校と三中は増築での対応ができるということがありました。長峰は、特別支援学級が増えると、ぎりぎりからちよっともしかしたらというところがありますので、余裕をもったものということで、人数の面から長峰小学校区ということで、一つ残ったようなところがあります。実際、じゃあ長峰小学校区で通うことができるのかといったときに、先ほど申しあげました地域性ですね。若葉台という区域で長峰に行っている。将来的に若葉台という地域を考えたときに、ちょうど若葉台も人数が減って行って、まだ受け入れられる状況になっているということもありますので、ここできちんと整理して、若葉台の地域全体としての地域の一体性といった面でも変更可能ではないかということで、この地域が今回の変更対象区域という結果になっております。

保坂委員 ちよっと関連で。

委員長 はい、どうぞ。

保坂委員 今、課長から将来という言葉がありましたけれども、これからの将来を見据えて、今後児童・生徒数の面で心配となるような学校はないのでしょうか。

委員長 学務課長。

学務課長 喫緊としては長峰小学校ということだったのですが、10年の推計をした中で、特に6年後、7年後ぐらいは、今の生まれている子たちが6年後に上がっていくと考えたときには、第三小学校と第四小学校と平尾小学校がちょっと余裕がなさそうなところが見受けられるかなというところがあります。

実際には、先ほど申し上げたように、南山の保留地の処分計画を考慮しているのですが、それ以外の開発計画についてはなかなか把握するのも難しいこともありまして、こちらの推計には加味しておりませんので、どこかに大きなマンションができたりすると、かなりぎりぎりになるかなという懸念はどうしてもあります。特に平尾が、上平尾の開発が進んでいることもありまして、団地に世代交代といいますか、若い世代が戻ってきていて、それで今、結構増えているというか、横ばい状態のところがありますので、数年後には余裕がない状態には、自然増だけでもあるなというところがあります。

それと、中学校については、第三中学校は増築の予定で対応するのですが、どうしても、といっても決して余裕がある状況ではなさそうだと。第三中学校は南山の入居の状態がかなりダイレクトに反映されてくると思うのですが、数年後から何年間にわたっては、余裕がない状態が続くそうだとすることは、今の段階でちょっと見受けられる、そんな状況です。ただ、喫緊としては、そんなにすぐということはないのではないかなと思っています。

保坂委員 わかりました。ありがとうございました。

委員長 いろいろご意見が出ていますけど、よろしいですか。

それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。

(午後4時38分閉会)